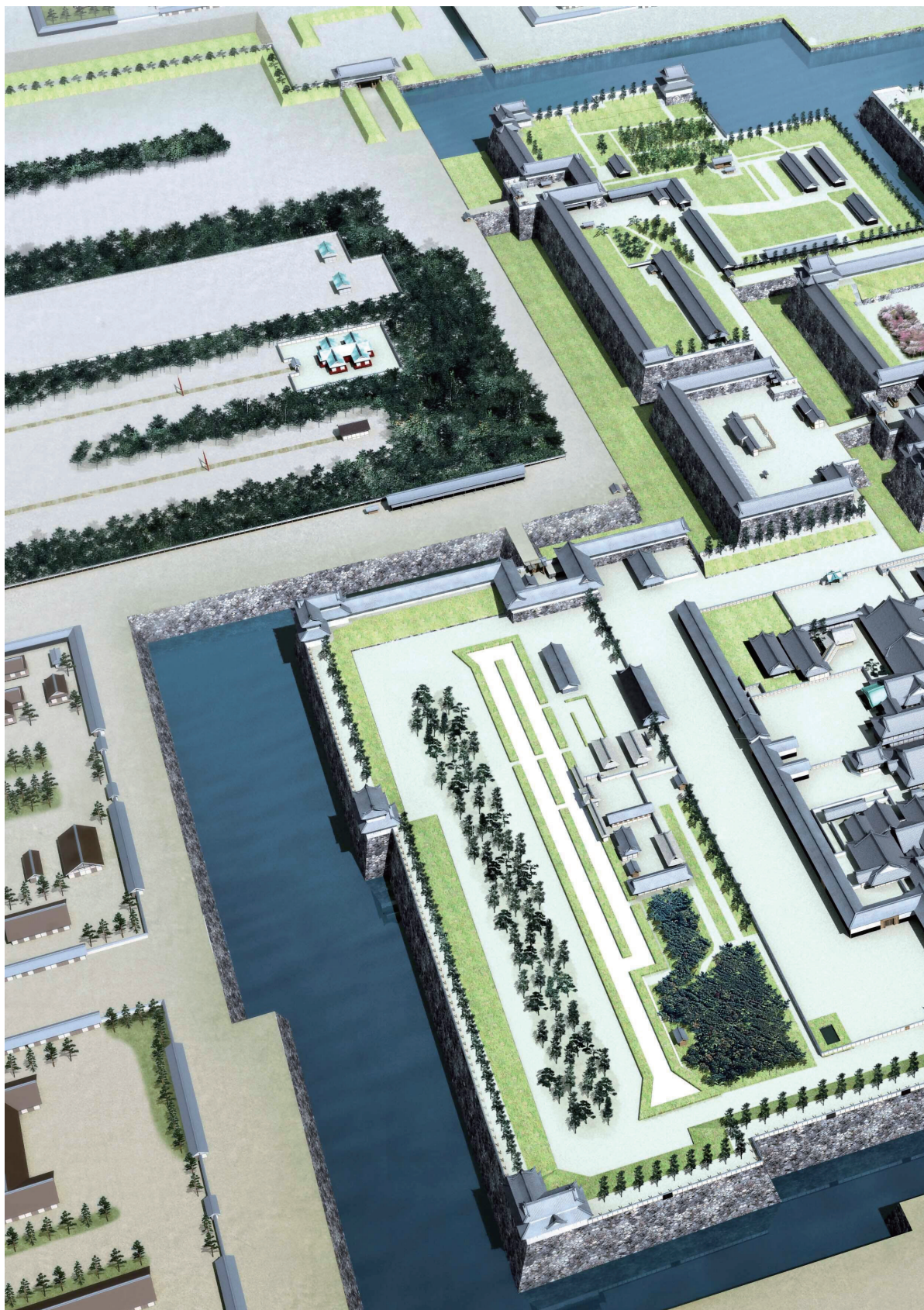
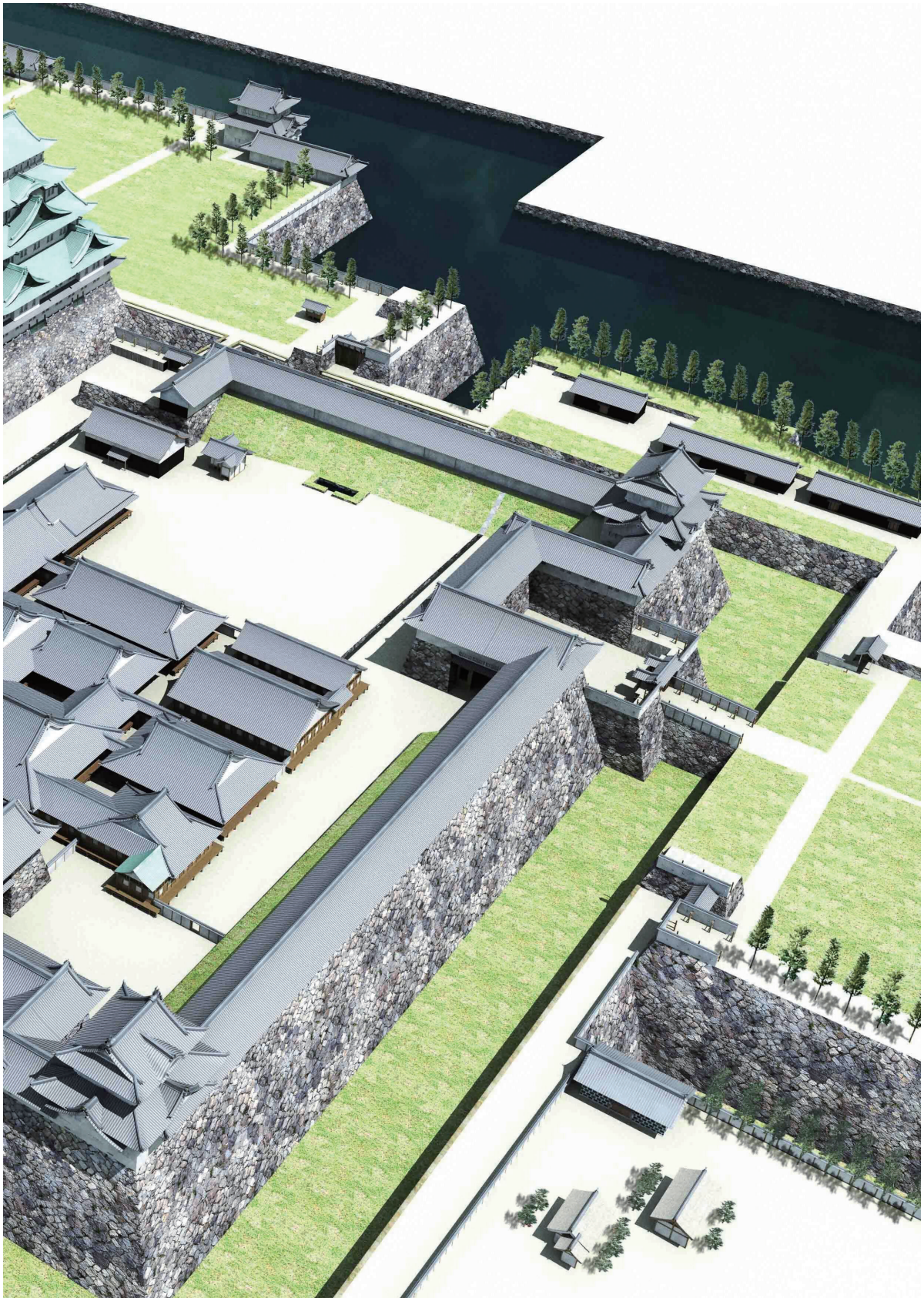
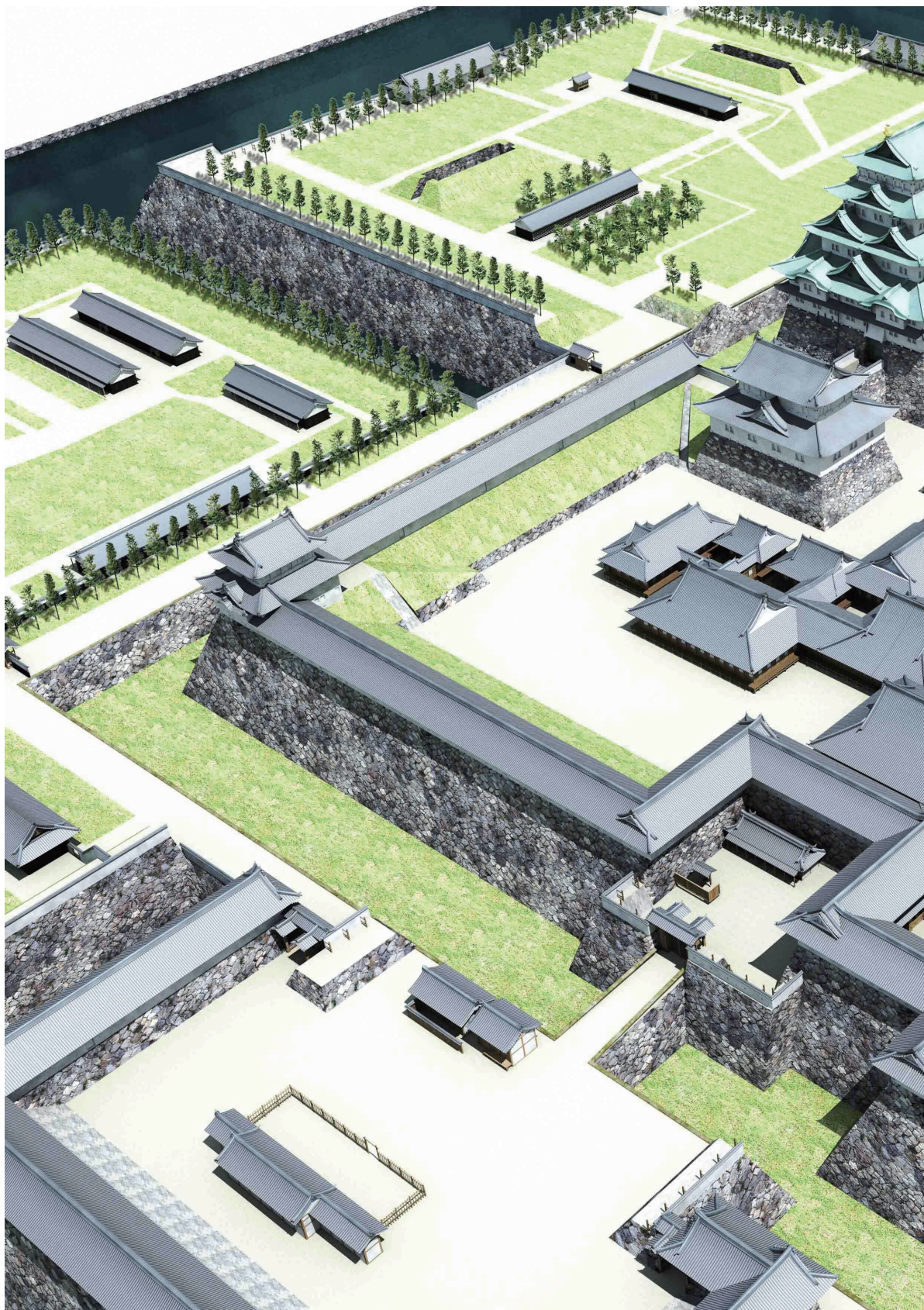




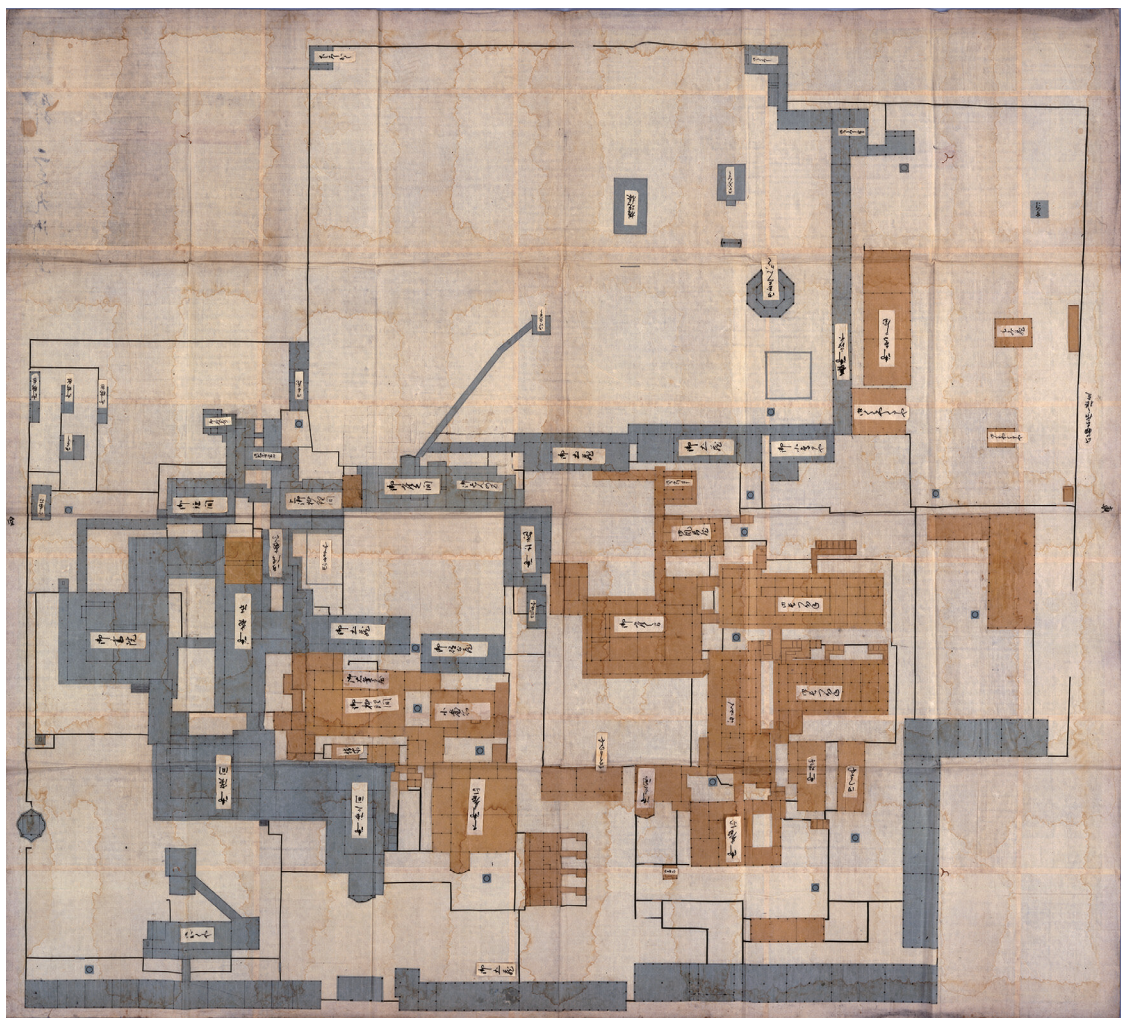


口絵1 名古屋城中心部鳥瞰復元CG（復元設計：三浦正幸、制作：株式会社エス、19世紀中葉の様子）

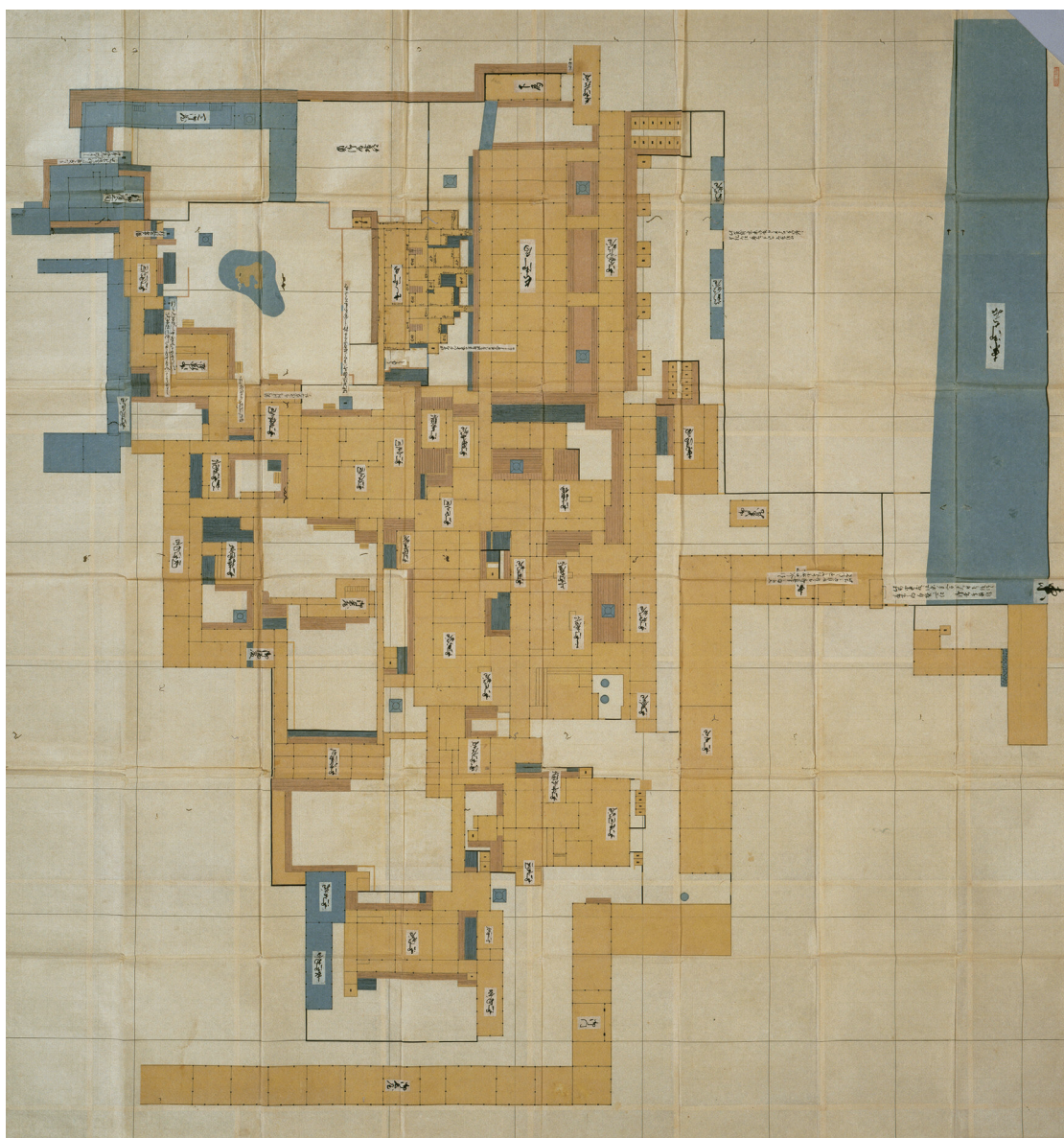




口絵2 名古屋城本丸鳥瞰復元CG（復元設計：三浦正幸、制作：株式会社エス）



口絵3 「尾州二之丸御指図」(徳川林政史研究所蔵)



口絵4 「二ノ丸御奥方御差図」(名古屋市蓬左文庫蔵)



口絵 5 「御城二之丸図」(名古屋城総合事務所蔵)

十七世紀における二之丸の変遷

今和泉 大

はじめに

本稿は、十七世紀において名古屋城二之丸の空間としての性格がどのように変遷していったのかについて考察するものである。特に二之丸を居所とした者たちとの連関に着目し、主に三つの時期に区分し叙述していく。なお、尾張徳川家初代義直は、慶長十一年（一六〇六）に義知を諱とし、その後義利へ、元和七年（一六二二）に義利から義直へ改名し^①、二代光友は、寛永十年（一六三三）に光義を諱とし、寛文十二年（一六七二）に光友へ改名した^②。また三代綱誠は、明暦三年（一六五七）に綱義を諱とし、延宝八年（一六八〇）に綱誠に改名した^③。本稿では便宜的にそれぞれ義直・光友・綱誠と称することとする。また、史料を引用する際、／は段下げの改行を、「」は割注または小文字表記を示し、傍線は引用者による。掲載の絵図はすべて上が北を指す。

一 築城期の二之丸―慶長十五年～元和元年―

(一) 名古屋城築城と二之丸

名古屋城は徳川家康の九男で尾張国主である徳川義直の居城として、慶長十五年に築城が開始された。名古屋城の城域には、築城以前、今川・織田氏がこの地域の拠点とした那古野城があり、特に名古屋城二之丸の辺りがその領域にあたりと推測されている。この那古野城は、その後少なくとも天正期頃には廃城になっていたと考えられているが^④、不詳である。

さて、慶長十五年の名古屋城築城にあたっては、はじめ北国・西国の二十の大名が動員され石垣普請が行われた。二之丸は南西部の石垣をはじめ部分的に池田輝政（羽柴三左衛門）らが担い、それ以外を前田利光（松平筑前守）が担当した^⑤。石垣普請は慶長十五年内には完了し、その後天守・御殿をはじめとする諸建築物の作事が順に進められていった。

石垣普請がなった二之丸には慶長十六年頃に、幼少の義直の後見役として尾張国の執政を担っていた平岩親吉が駐留するための屋敷が構えられ、この屋敷は「主計屋敷」と称された^⑥。屋敷の具体的な場所（位置）や規模は不詳ではあるものの、後に尾張徳川家の付家老である成瀬・竹腰両家の屋敷が二之丸南部に建てられることから、二之丸の北部から中央部、つまり後の二之丸御殿が建てられる辺りに所在したのではないかと推測される^⑦。

この主計屋敷について特筆すべきは、慶長十七年初めに同屋敷内に家康が御座所とするための行殿が建設されたということである。慶長十六年十二月晦日、二之丸主計屋敷で親吉が亡くなったが、翌十七年正月二十七日、家康は名古屋城を訪れ、二之丸主計屋敷内の行殿を宿所とした^⑧。親吉の死後も主計屋敷はその通称とともに存続し、少なくとも慶長十九年まではその存在が確認できる^⑨。なお、この二之丸の家康御座所行殿について、本稿では暫定的に「主計屋敷」または「主計屋敷内の行殿」のように表現するが、実質的に旧来の主計屋敷に隣接・接続する形で新造の屋敷が構えられたと捉えてよいだろう。

(二) 主計屋敷と「唐門」

その後、二之丸には慶長十八年に幕府によって櫓・門・「唐門」が建設され、これを以て櫓・門を備える曲輪としての二之丸が成立した。とりわけ、このとき建造された「唐門」は家康御座所行殿がある主計屋敷に建設された門と推定され、またこの「唐門」は後に義直によって建てられた二之丸御殿に、「孔雀御門」（以下、孔雀御門）と称される門として継承された可能性が考えられる。¹⁰ 後の二之丸御殿の孔雀御門は、構造としては四脚唐門（図1）であり、慶長十八年建造の「唐門」と孔雀御門が同一の門だとすると、大御所・將軍の御座所が存在するにふさわしい格式が二之丸に附与されたと評価できる。

実際、その後も大御所家康と將軍秀忠は名古屋城へ来た際は二之丸主計屋敷を御座所とした。たとえば、慶長十九年十一月には將軍秀忠が二之丸主計屋敷を御座所とし、翌二十年四月には、義直・春姫の婚礼に際し、名古屋城へ来訪した家康が同じく二之丸、おそらくは主計屋敷を御座所としたことが確認できる。¹¹

ただし、それでも格としてはやはり本丸の方が上であったことには留意が必要である。たとえば、先述の慶長十九年十一月の秀忠来訪時、尾張家重臣の水野忠宗は秀忠に対し、竣工したばかりの本丸御殿を御座所とするようまずは勧めている。¹² このように二之丸は家康・秀忠の滞在時の御座所となったものの、あくまでも城主の居所である本丸が上位に立てられた。

一方、二之丸の南部には、尾張家の付家老である成瀬・竹腰両家の屋敷が構えられた。具体的にどの段階で建設されたかは不詳だが、元和期初めには建設されていたのではないかと考えられる。¹⁴ 両家屋敷が二之丸

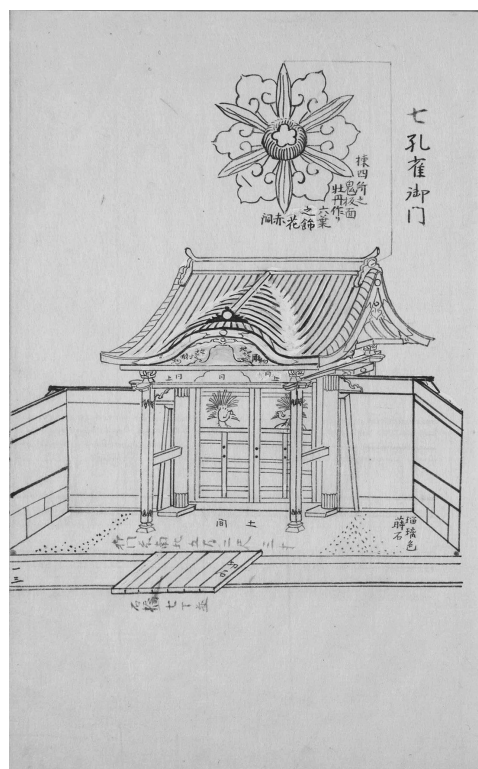


図1 二之丸御殿の孔雀御門
（『金城温古録』名古屋市蓬左文庫蔵、部分）

内に構えられた意義としては、重臣としての城郭防衛・管理という機能・役割が第一に考えられる。また、幕府からの上使が忌中等の理由により御殿へ入れない際の接待場所としても用いられ、¹⁵ 尾張家への使者等を応接する場所としても機能・役割が期待されたことがうかがえる。

小括

築城当初の名古屋城二之丸には尾張徳川家の執政である平岩親吉が駐留し、その主計屋敷には家康御座所の行殿が構えられた。これにより、二之丸は大御所・將軍の御座所となりうる高貴な空間として受けとめられたと考えられる。それ故に、慶長十八年に「唐門」が幕府によって新造され、大御所・將軍の御座所にふさわしい本格的な格式を備える曲輪として想定されていたことがうかがえる。つまり、名古屋城二之丸の始まりは、大御所家康（ひいては將軍秀忠）の御座所としての性格が強かったといえよう。

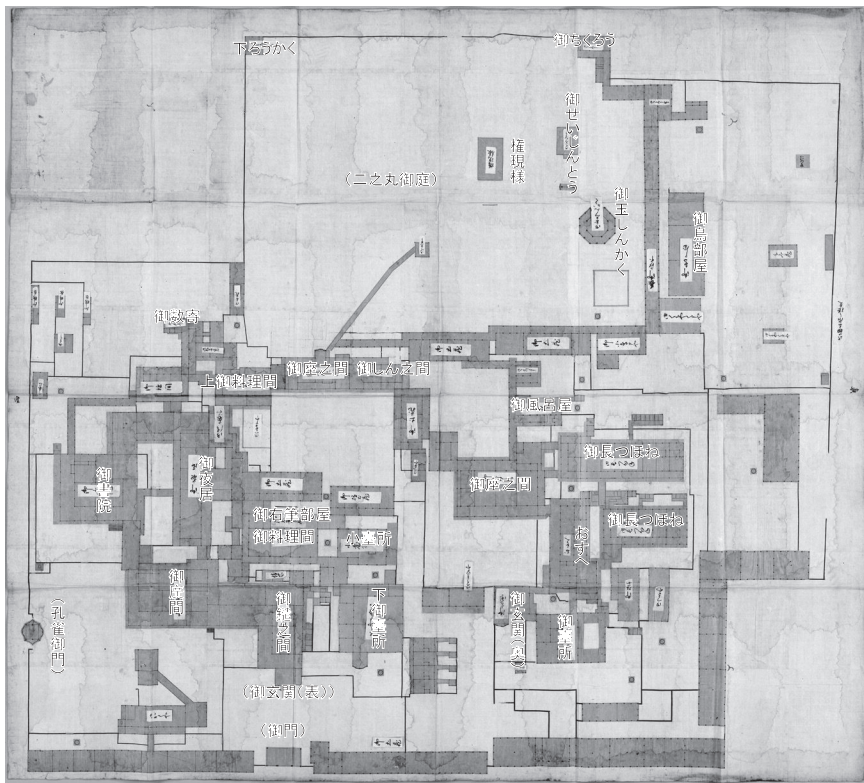


図2 17世紀前中葉の二之丸（寛文3年以前）
（「尾州二之丸御指図」徳川林政史研究所蔵、一部加工）

二 本丸から二之丸へ—元和二年—慶安三年—

（一）二之丸御殿作事と義直の二之丸移徙

元和二年四月に家康が亡くなると、駿府の家康の下で養育されていた義直は同年七月に尾張へ入国した。名古屋城へ入った義直は、当初本丸御殿を居所とした（口絵2）。本妻の春姫（高原院）と母相応院（お亀）も本丸に居住していたとされているが、実態は未詳である。義直はその後すぐに二之丸御殿の作事を行っており、元和三年十一月には竣工している。また、同年十二月には相応院御座所も二之丸に竣工した。早い段階から二之丸へ居所を移すことを想定していたことがうかがえる。

ところが、この後すぐに二之丸に居住したと考えられるのは相応院のみで、義直自身は元和六年に二之丸に移徙した。春姫もおそらく義直とともに二之丸へ移ったと見られる。元和三年の御殿竣工から時間が空いたのは、相応院が二之丸を御座所としていたのを憚ったことと推測される。相応院は元和五年に江戸へ下向したとされるので、それを待ってから義直は二之丸へ移ったのではないだろうか。また、『源敬様御代御記録』寛永五年六月二十六日条には「名古屋 御城 御本丸御作事御廣間内造作、二之丸御作事大形出来、御門今日御柱立有之、其外御作事大形出来」、同年七月条には「此月、二之丸御作事出来二付、御鎗之間御番之儀、遠山掃部助同心相勤候様被 仰付」とあり、元和三年の竣工以降も段階的に作事が行われたことがわかる。六月二十六日条にある「御門」は御殿玄関正面の黒御門であると推測されるが、このように、「尾州二之丸御指図」（図2・口絵3）に見られるような御殿を構成する諸建造物が揃うのに、元和三年の一応の竣工後も一定の時間を要したと評価できよう。なお、二之丸に存在した相応院御座所は、おそらく後の

二之丸御殿奥向の建物が建ち並ぶ空間に所在したと考えられる。

さて、義直が本丸から二之丸へ居所を移した主な理由として、本丸御殿を大御所・将軍が立ち寄る際の宿殿、つまり御座所とするためということが指摘されてきた。²¹⁾この他にも、より現実的な理由として、本丸の空間的な狭さが推測され、女中等を抱え置くための空間や殿舎を増築していくための空間が不充分であったということが考えられる。

また、元和三年に竣工した二之丸御殿と、築城期に存在した主計屋敷との連続・不連続の関係、つまり主計屋敷をある程度継承して二之丸御殿が造られたのか、主計屋敷を取り壊して二之丸御殿を新築したのかについては不詳であるが、先述の通り、少なくとも主計屋敷の「唐門」は孔雀御門として継承された可能性が高いと考える。

(二) 二之丸を居所とした奥方・子女

元和六年に義直が二之丸へ移徙してから、同じく二之丸に居住した奥方には、次の人物が確認される。²²⁾一人は義直本妻の春姫で、もう一人は義直御内証のおさい（貞松院）である。²³⁾おさいは寛永元年正月に京都から名古屋へ下向した。²⁴⁾二之丸に居住したとされ、その間「二之丸御方・二之丸様」と称されていた。²⁵⁾おさいの入居以降の二之丸について、『金城温古録』では次のように述べる。

【史料一】『金城温古録』「御城編後映之二 二之丸御内証部」

(前略) 二之丸御殿に於るや、其御由緒の伝はれる所深遠の御殿にして、御代々御内証御方々様御住居、但、御座所御局御殿は、御本殿の外に御造立にて居給〔後々に至ては御下屋敷御住居の御方も有と雖、二之丸御殿は別義無し〕、因茲、御誕生若君、姫君、御方々

様の御栄、御幼少様は此二之丸に御育遊して、御成長の後御別居、御殿賜はらせ給ひて御移徙の御例なり、故に、二之丸御殿尊しと雖、御簾中様御座本御広敷御殿よりは一等御差別の御旧格〔二之丸御付男子御役儀、御小納戸より兼帯、御簾中様御座本御広敷御用人の半格〕なり、(後略)²⁶⁾

これによると、代々の御内証は二之丸御殿（奥向御局）に居住したが、その御座所とする「御局御殿」は「御本殿」とは別に造立され、その御殿は本妻が御座所とする「御広敷御殿」よりは「一等御差別」の格であった。また、誕生した若君・姫君は、幼少期は二之丸で養育され、成長の後、屋敷を与えられ移徙していったという。『金城温古録』は十九世紀の編纂物であるので、十七世紀の実態を示す同時代史料ではない点に注意を要するが、少なくとも十九世紀の家中はこのように認識していたことが確認できる。

ところで、義直には二人の子女がいた(図3参照)。一人が後の二代当主となる光友(寛永二年生、母お尉〔歓喜院〕、幼名五郎八)で、もう一人が京姫(寛永三年生、母おさい、鶴姫・普峯院、後に廣幡忠幸御簾中)である。この二人は本妻から生まれた子女でなかったためか、幼少期は早い段階から主に二之丸外、おそらくは三之丸に居住し養育されたと考えられる。それを示すのが次の史料である。

【史料二】『源敬様御代御記録』寛永十年四月十七日条

御祭礼有之、
一、五郎八様・御姫様(京姫)両御屋敷・大津庄兵衛屋敷江被為 成、御祭礼見物有之、

【史料二】によると、この日、東照宮祭礼が催行されたが、その見物

尾張徳川家系図（義直・綱誠）

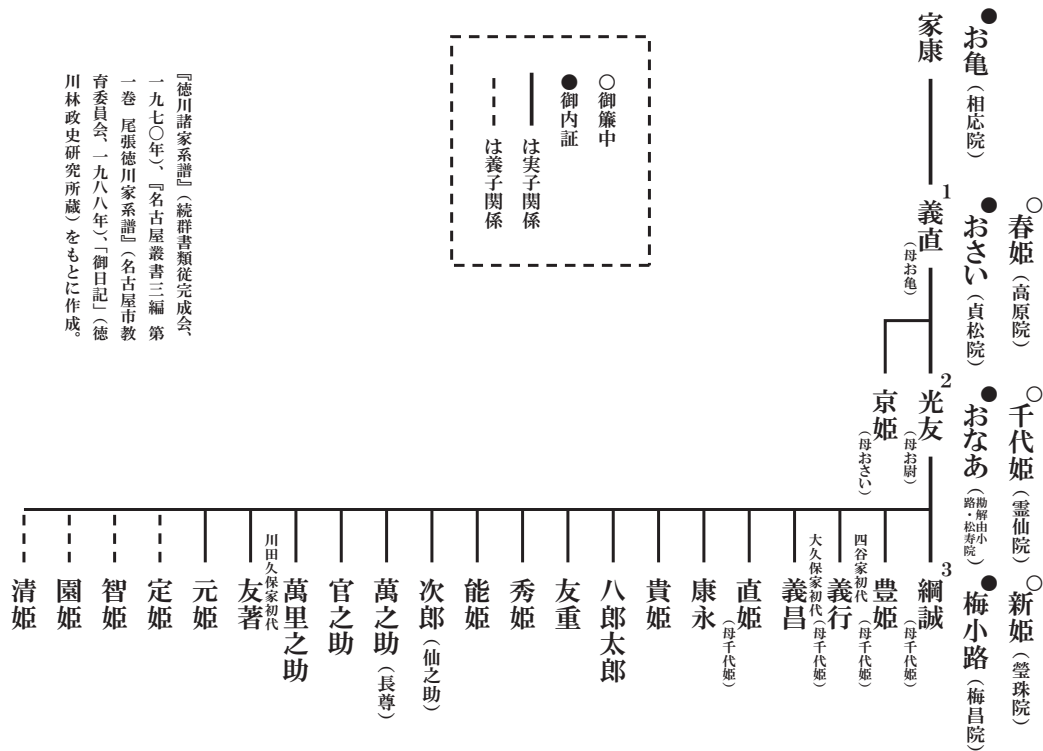


図3 尾張徳川家系図（17世紀）

前に義直は光友・京姫・大津庄兵衛（春姫御附）の屋敷を訪れた²⁷。この後、同月二十八日に春姫・光友・京姫は江戸下向のため名古屋を出立するが、その暇乞いのためと考えられる。すなわち【史料二】からは、この時期の光友・京姫の「両御屋敷」は二之丸外、おそらくは三之丸に所在したことが推定される。このとき、光友・京姫はそれぞれ九・八歳である。光友は城外の屋敷で誕生し、二歳のときにひそかに「御城」へ入ったことが原史彦氏によって指摘されているが、これを踏まえると、二歳で二之丸に入った後に、どこかの段階で二之丸外へ転居したと推定される。また京姫についても、母であるおさいが二之丸に居住していたことや【史料一】の記述から、生後まもなくは二之丸で養育されたと考えられるが、光友同様、幼少期の早い段階で二之丸外に屋敷を与えられ移徙したのだろう。二人は、生後まもなく二之丸に居住し養育されていた時期でも、後の光友期の二之丸で御内証や庶出子に与えられる「御部屋」ほどの居住空間は確保されなかったのではないだろうか。

さて、これらの人物は寛永十六年までに江戸へ移り住んでいった。まず、先述の通り、春姫・光友・京姫が寛永十年五月に江戸へ下向した。その後、春姫が寛永十四年に亡くなると、同十六年におさいが江戸へ移り住んだ³⁰。また、京姫は寛永二十年に帰国し二之丸へ入るが、正保二年（一六四五）に再び江戸へ下向した³¹。このように、京姫が約二年二之丸へ入るものの、義直期最後の約十年は、義直・京姫以外で二之丸を居所とする者はいなかったと考えられる。

（三）将軍・家光を招いての饗応

義直期の二之丸を舞台とした主な出来事が、寛永十一年の将軍家光を

招いての饗応である。寛永十一年七月、家光は三十万を超える大軍を率いて上洛を果たすが、その途上、同月四・五日の二日間名古屋城に滞在した。その二日目に二之丸御殿において饗応があり、家光が二之丸の内、御座之間・竹樓閣などに立ち寄ったことが史料上確認できる。⁽³²⁾このときの滞在では本丸御殿に將軍専用の殿舎である御成書院（上洛殿）が新造されたことが著名であるが、二之丸御殿・御庭も、將軍の饗応の場として整えられていたことがうかがえる。

小括

義直は元和二年の尾張入国・名古屋城本丸入居から間もなく、居所を本丸から二之丸へ移すことを構想し、二之丸御殿の作事を開始した。その後、同六年に移徙を果たしたが、それ以前は母相応院が、また移徙以降は、本妻春姫、そして御内証おさいが二之丸に居住した。ただし、光友・春姫ら義直の子女は、生後間もなくは二之丸で育てられた時期があったと考えられるが、その後比較的早い段階で二之丸外に屋敷を与えられ転居したと推定され、後述する光友期との差異がうかがえる。これらの人物たちは寛永十六年までに江戸下向を果たし、義直期最後の約十年は、二之丸に主要人物はほとんど入らなかったと考えられる。また、寛永期の二之丸御殿は、御庭を含め、將軍をもてなせるほどの格式を備えた御殿として確立していた。

三 二之丸の改変―慶安三年―元禄十三年―

(一) 光友と貞松院の帰国

慶安三年（一六五〇）に義直が亡くなると、同年光友が家督を継ぎ、

十二月に尾張へ入国した。義直の御内証であつたおさいも薙髪して貞松院と称し、同様に帰国、二之丸へ入居した。⁽³³⁾翌四年、光友に子息義昌（次郎太・出雲・出雲守、大久保家初代）が誕生する。⁽³⁴⁾名古屋城との関わりで次の史料が興味深い。

【史料三】『瑞龍公実録』慶安四年八月八日条

一、八月八日、次郎太様於勢州一身田御誕生、母公於奈阿御方（萬治元年改綾小路、寛文四年中務、延寶二年改勘解由小路、薙髮后號松壽院殿、樋口参議信孝女）、津田露白隱居、一身田近郷故、御妊娠之内被遷彼地、露白潜承仰保護之、御平産之後尾州江御引取、貞松院殿御一所二之丸二而御養育、萬治元年 瑞龍公御上國以後、表向御附人等被 仰付（御守守屋伊兵衛）、〔津田露白ハ、貞松院様御兄、俗名九郎次郎、又藏人、薙髮號露白〕

【史料三】によると、義昌は光友御内証であるおなあ（中務 勘解由小路・松寿院）を母とし、伊勢国一身田で誕生した。貞松院の兄である津田露白が隠居していたのが一身田近郷であつたため、おなあは懐胎の内から一身田へ遷され、密かに「仰」を承けた露白がおなあ（とお腹の義昌）を保護し、平産の後おなあと義昌は尾張へ引き取られ、貞松院と一緒に二之丸にて義昌を養育したという。後に義昌を二之丸で一緒に養育したのが貞松院であることや津田露白が貞松院兄であることなどを勘案すると、おなあとお腹の義昌を保護せよとの「仰」を「潜」に発したのは貞松院と解される。おなあが名古屋ではなく一身田で義昌を生んだのは、光友本妻である千代姫（家光女、靈仙院、江戸在住）を憚つてのことだろうが、それ故に、貞松院もおなあの保護を「潜」に命じたのだろう。以後、光友・綱誠期の二之丸では、義直期に増して御内証や庶出子の居

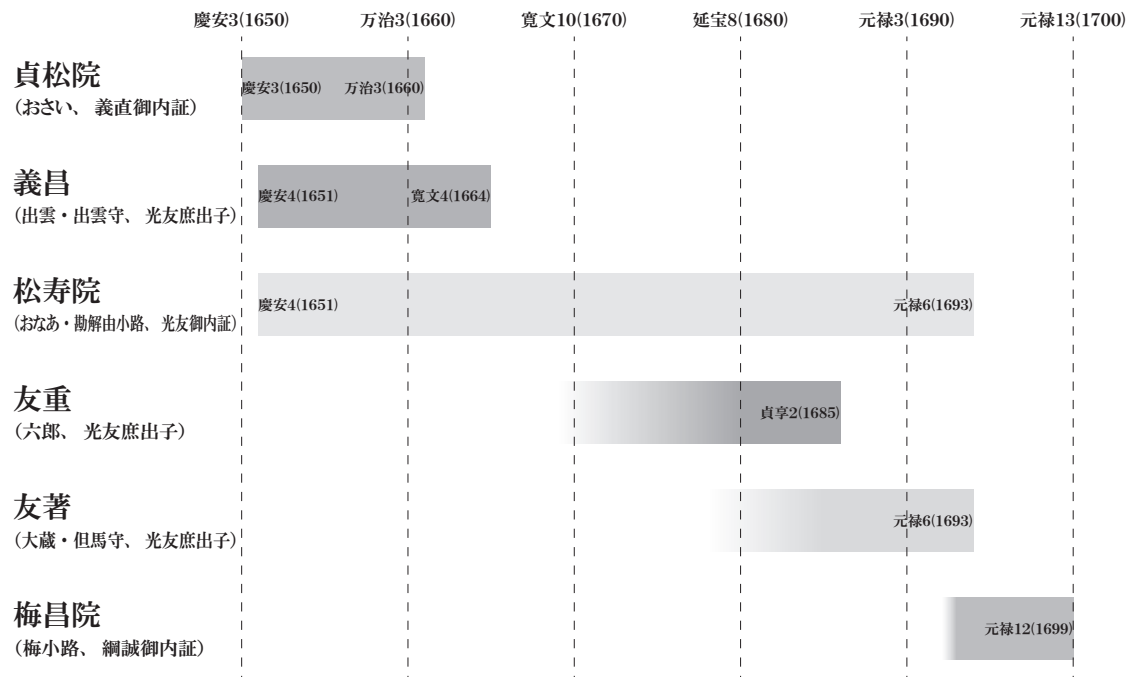


図4 二之丸居住が確認できる人物（光友・綱誠期）

住が確認される。

（二）御内証・当主庶出子の居所としての二之丸御殿

それでは、ここで光友期から綱誠期にかけて二之丸居住が確認できる御内証・当主庶出子（図4参照）について見ていきたい。⁽³⁶⁾

近年、清水翔太郎氏は江戸屋敷奥向の研究に比して手薄な大名居城奥向の分析の重要性を指摘し、仙台伊達家二代忠宗期から三代綱宗期にかけての仙台城二の丸中奥（仙台城においては当主の妾と子ども、奥女中の生活空間）を事例に、近世前期における大名居城の奥向の構成員とその処遇を検討した。⁽³⁶⁾ その中で氏は仙台城二の丸中奥を、一夫一妻による本妻と嫡出子を中心とした秩序のもと、伊達家の構成員として認知されない人びとの生活空間として位置づけた。⁽³⁷⁾ もちろん、曲輪の規模や構成員の処遇に違いがあり一概には比較できないものの、同時期の名古屋城二之丸においても類似する傾向が見られるため、氏の成果に学びつつ、二之丸を居所とした者について分析していきたい。

まずは先述の通り、義直御内証で後家となった貞松院と、光友庶出子として誕生した義昌である。貞松院はその後、万治三年（一六六〇）に三之丸に屋敷を与えられ居を移し、義昌も同様に寛文四年に三之丸で屋敷を与えられ移った。⁽³⁸⁾

義昌の母であるおなあについては、具体的にどの段階で二之丸へ入居したのかを示す明確な史料は確認できないが、【史料三】を踏まえると、慶安四年に義昌とともに二之丸に入ったと考えるのが妥当であろう。⁽³⁹⁾ その後、『瑞龍公実録』万治三年九月二十七日条には、貞松院の三之丸移徙に伴い「二丸 貞松院様御跡へ、次郎太様・御母儀おなあ御方御移徙」

とあり、二之丸内の「貞松院様御跡」へ義昌・おなかが移徙したことがわかる。⁽⁴⁰⁾ 元禄六年（一六九三）、三代綱誠へ家督が譲られると、六月におなあは三之丸の「東御屋敷」へ移徙した。⁽⁴¹⁾

三代綱誠の御内証である梅小路（梅昌院）も二之丸を居所とし、「二之丸様」と呼ばれた。⁽⁴²⁾ 具体的な入居時期については不詳だが、元禄十二年に綱誠が亡くなると落髪し、名を梅昌院に改め、名古屋城下町の東方に位置する御下屋敷へと引き移った。⁽⁴³⁾

この他、光友の庶出子として誕生した友著（延宝六年生、母鈴木氏女、大蔵・但馬守）も幼少期に二之丸を居所としたことが確認でき、⁽⁴⁴⁾ また同じく庶出子である友重（寛文九年生、母飯尾氏女、六郎）も居住していたと考えられる。⁽⁴⁵⁾ 【史料一】の記述を踏まえるならば、史料上確認できないものの、夭折した者も含め、より多くの当主庶出子が二之丸御殿で養育され居住したと推測される。

二之丸に居住した御内証・当主庶出子らは、これまで述べてきた通り、一定の期間を経るとほとんどが三之丸へと移徙した。⁽⁴⁶⁾ 御内証の場合、自身が仕える当主の隠居・逝去の際に、また当主庶出子の場合、元服を迎える前や当主隠居の際に、多くは三之丸に屋敷が与えられ居を移し、二之丸御殿―三之丸の移徙ルートが定着していった。特に、庶出子の場合、義昌・友重・友著がそれぞれ十四・十七・十六歳で三之丸へ移徙しており、光友・京姫がすでに九・八歳時には二之丸外に居住していた義直期に比べ、庶出子の二之丸在住の年数が長くなっていることが確認される。⁽⁴⁷⁾

このように、二之丸は御内証や当主庶出子、あるいは前当主後家の不慮の居所・養育場所となったことに加え、光友には義直よりも多くの子女が誕生したため（図3参照）、義直期に比して居住者が増え、また彼

女らへ日常的に奉仕する女中等もより多く抱えることになったと考えられよう。また庶出子に関しては、幼少の庶出子が早い段階から二之丸外に居住していた義直期に比して、在住期間が長期化したということが指摘できる。

ところで、これらの人物の中の一部には、二之丸御殿内に「御部屋」が与えられた。

【史料四】「御日記」寛文四年十一月朔日条

一、出雲殿御部屋之儀、御城中二而手狭二付、^(義昌)
居之御屋敷江先被引移候様 ^(三之丸) 御直二出雲殿江 ^(廣幡忠幸) 御意有之（後略）

【史料五】「御日記」貞享二年（一六八五）四月晦日条

一、中將様今日初而二之丸江被為 ^(綱誠) 成、大蔵殿御部屋江も被為 ^(松平友著) 入候付、（後略）

【史料四】では「出雲殿御部屋」、【史料五】では「大蔵殿御部屋」とあるように、二之丸奥向に、各個人専用の居住空間として「御部屋」と称される殿舎が設けられていたことがわかる。⁽⁴⁸⁾

たとえば、十七世紀後葉の二之丸御殿奥向の作事に関する貼絵図「二ノ丸御奥方御差図」（図5・口絵4）では、奥向の玄関の南西部に「御部屋」と称される殿舎が配置されている。当該「御部屋」が具体的に誰の「御部屋」かは不詳であるが、【史料四】・【史料五】で見られるような個人の専任空間としての「御部屋」に相当すると解される。こうした少しの空間を利用して「御部屋」やそれに附属する施設が増改築されていったと考えられよう。そして、御内証・当主庶出子らが二之丸に不断に居住し、また居住者が増えるのに比例し、こうした「御部屋」を構え

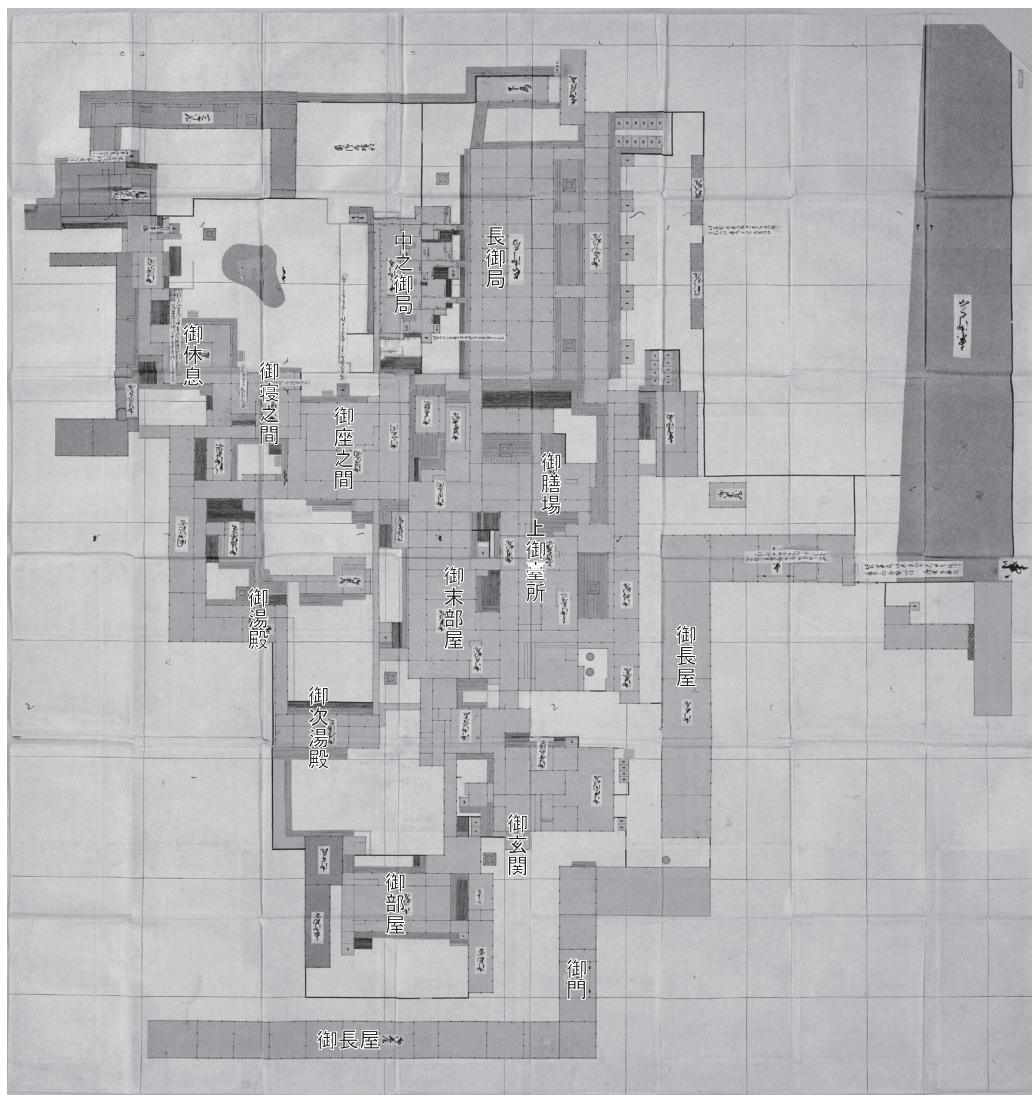


図 5-1 17世紀後葉の二之丸奥向
 (「二ノ丸御所方御差図」名古屋市蓬左文庫蔵、一部加工)



図 5-2 「御部屋」周辺
 (「二ノ丸御所方御差図」名古屋市蓬左文庫蔵、一部加工)

るための空間が必要になっていったと推測される。⁽⁵⁰⁾

なお、「御部屋」は御内証・当主庶出子ごとに新造される場合もあれば、再利用される場合もあった。名古屋城の事例ではないが、江戸の尾張家市谷屋敷では綱誠が居住していた「御部屋」へ弟の義行が入居した事例を確認できる。⁽⁵¹⁾名古屋城においても同様に再利用がなされる場合があったと推測できよう。

(三) 成瀬・竹腰屋敷の三之丸移転と二之丸御殿の拡大

光友期における名古屋城の一大改変として取り上げなければならないのが、寛文三年の成瀬・竹腰両家屋敷の三之丸移転である。この点に関して詳しく見ていきたい。

【史料六】「御日記」寛文三年十月朔日条

竹腰山城守・成瀬隼人正屋敷、是迄三之丸内二候處、今度三之丸二而替被下置為引料金千両ツ、被下置旨、山城守江 御直ニ 御意有之

一、隼人正義者尾州ニ罷在候付、於彼地申渡之

同人江被下置候引料之義者御断申上之

【史料七】『瑞龍公実録』寛文三年十月条

一、十月、竹腰山城守・成瀬隼人正、二之丸屋敷被 召上、於三ノ丸替屋鋪被下、并評定所片端江引、

〔南屋鋪・山下佐左衛門明屋敷・小瀬新右衛門屋敷、合三軒〕

竹腰山城守

〔中村又藏・高木志摩・横井伊折屋敷、合三軒〕

成瀬隼人正

間宮大隅明屋敷江横井伊織、山下市正明屋敷江志水監物、志水監物屋敷江中村又藏、山下權之助屋鋪江高木志摩、藤田民部明屋敷江寺尾三左衛門、山下八郎右衛門明屋敷江横井孫右衛門、横井孫右衛門屋敷江稻留權之允、稻留權之允屋敷江小瀬新右衛門被 仰付、

一、十月、二之丸御黒門御長屋御作事被 仰付、為奉行、御用人小瀬新右衛門從江戸上着、御作事奉行本多伊右衛門被仰付、成瀬・竹腰跡宅地御長屋拾五間南へ出、御玄関前為廣地、翌甲辰三月御帰城以前造畢と云々、

【史料八】「御日記」寛文四年四月二十一日条

二之丸御門并御長屋御作事御用出精相勤候付、為御褒美御拾三被下置旨

御用人

小瀬新右衛門

【史料六】によると、それまで二之丸内にあった成瀬・竹腰両家屋敷について、この度三之丸での替地と引料金千両ずつを与える旨が竹腰正晴・成瀬正親へと申し渡された。つまり、二之丸の成瀬・竹腰両家屋敷の収公と三之丸移転が命じられたこととなる。⁽⁵²⁾このとき正晴は光友とともに在江戸であったので光友から直接伝えられたが、正親は名古屋であったので国許にて申し渡された。正親に関しては引料を辞退したという。

【史料七】も前半は同様の内容を示し、加えてこのときに家中の屋敷替えが行われたことを記す。一方、後半では寛文三年十月、つまり成瀬・竹腰屋敷の収公と三之丸移転が命じられたのと同月に、「二之丸御黒門

御長屋」の作事が命じられ、成瀬・竹腰屋敷跡のあった南方へ二之丸御殿の長屋塀が十五間出る形で建造され、御殿表向の玄関前が広地になったとされる。また、この作事は翌年三月の光友帰国以前には完了したという。実際に、【史料八】の寛文四年四月段階では、奉行として従事した御用人の小瀬新右衛門が「御用出精」に勤めたことに対して褒美が下賜されている。この作事により二之丸御殿の南境界が南へ十五間移動し、御殿敷地がその分拡大することとなった。

また、成瀬・竹腰屋敷の跡地には向御屋敷（馬場御殿）という施設が造営された。これは馬場や的場を備えた施設で、この後当主が家臣の武芸を観る際などに利用されていた。この向御屋敷は早くも寛文四年には完成したようで、同年八月五日に光友が御馬御覧のため訪れている。⁵³

では、この成瀬・竹腰屋敷の収公と三之丸移転にはどのような背景があったのだろうか。まず、両家屋敷の収公と移転の命と同時期に、二之丸御殿南塀の南方への移動作事が命じられていることから、第一に二之丸御殿敷地を拡大する意図があったと考えられよう。そしてこの敷地拡大は、御内証・当主庶出子が二之丸奥向に不断に居住するようになり、彼女らに奉仕する女中等を含め二之丸の居住者が現実が増え、また居住年数も長期化し、今後も増加していくであろう状況に対応するため、「御部屋」等の居住空間を確保することを目指したものと推察される。そして、こうした傾向は光友期以降も一定程度続いたのではないだろうか。図2（江戸時代前期・寛文三年以前）・図5（江戸時代前期・寛文三年以後、奥向大奥・御局部のみ）・図6（江戸時代後期・天保十三年（一八四二）頃、口絵5、なお口絵1と同時期）など、江戸時代の二之丸の絵図を時代順に見比べていくと、表向の建物（図2・図6では絵図のおおよそ左

半分に位置する「御書院」・「御廣間」などの建物、図5では描写なし）が江戸時代を通じてそれほど変化が見られないのと対照的に、奥向の建物（図2・図6では絵図のおおよそ右半分に位置する長局等の建物、図5では絵図全体に位置する建物）は配置が大きく変わり、増改築が頻繁に行われ、建築面積が広がっているのが顕著にわかる。このように、光友期は奥向が人員・建物ともに肥大化し始めた時期と評価できよう。

一方で、この時期は重臣屋敷の側にも位置づけの変化や屋敷替えの事情が生じたと考えられる。第一に成瀬・竹腰屋敷については、二之丸に所在する必要性が平時になるにつれ低下していったと推察される。⁵⁴ また【史料七】が示す通り、このとき両家屋敷が三之丸へ移転したことにより、その移転先に屋敷を構えていた尾張家臣たちをはじめ、玉突きで家中の屋敷替えが行われた。ほぼ全てが同じ三之丸内での屋敷替えであったと推定される。注目すべきは、玉突きで屋敷替えが行われ、最後に屋敷を出ることになる家臣の最終的な移転先が「明屋敷」となっていることである。すなわち、山下佐左衛門・間宮大隅・山下市正・藤田民部・山下八郎右衛門の「明屋敷」が最終的な移転先となっている。これに【史料六】中の山下權之助を加えた六名は、実は同年に改易あるいは立ち退きとなっていた。⁵⁵ これらの処分は、同年六月に間宮大隅が私的に婚姻を結び改易となったことの縁座によるものである。これらの人物は九月までに立ち退いたようで、これによって三之丸には「明屋敷」が生じた。おそらくはこうした三之丸内の無住屋敷を玉突きで埋めていくことも、このときの両家屋敷の三之丸移転に伴う屋敷替えの副次的な狙いであったのではないかと考えられる。⁵⁶

なお、この他にも光友は名古屋城内外で種々の普請・作事または改変

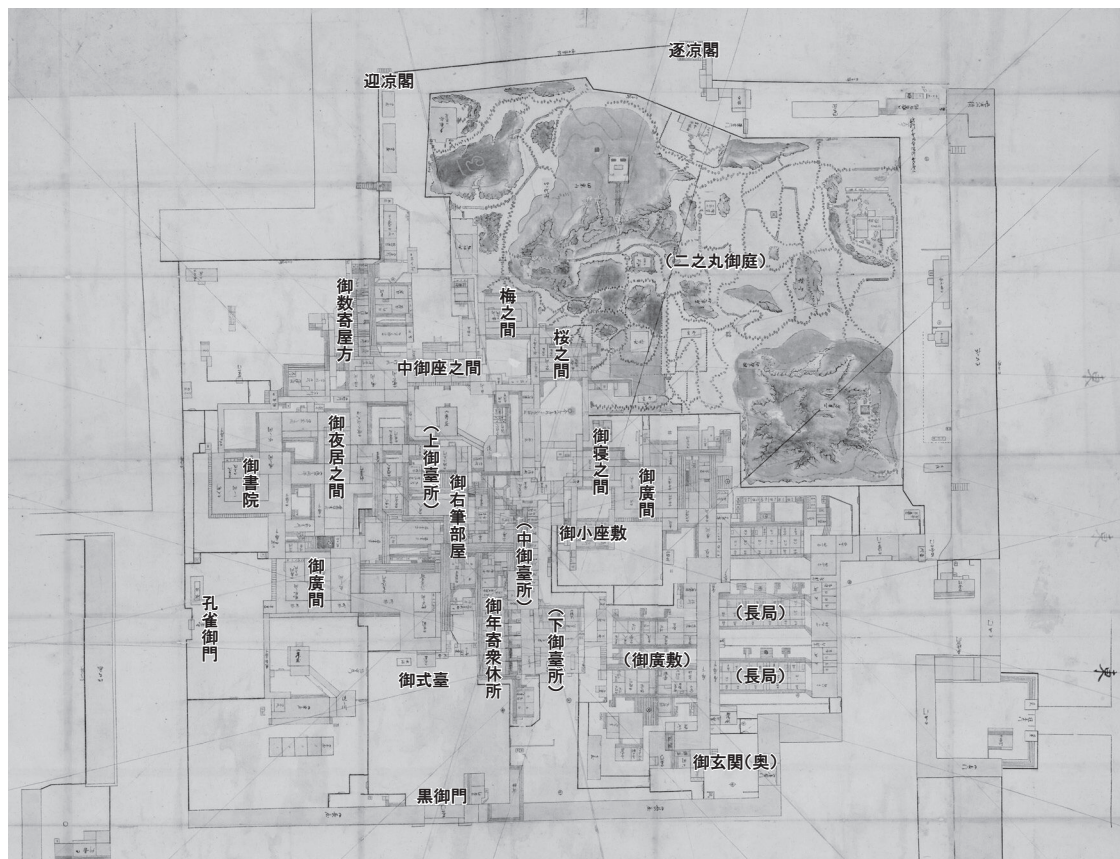


図6 19世紀中葉の二之丸（推定天保13年〈1842〉頃）
（「御城二之丸図」名古屋城総合事務所蔵、一部加工）

を行った。たとえば、天守破損の修復のための作事は数回確認でき、また城内水道の整備なども行っている。⁽⁵⁷⁾築城開始から半世紀以上を経て、所々で破損等が生じてくる時期にさしあたり、こうした事態に早急に対応していた様子がうかがえよう。また、慶安四年には普請等でやむを得ない場合を除き、二之丸東鉄御門を閉め置き「一切出入無用」にし、西鉄御門より出入するように命じ、守衛・防犯体制も整えていた。

（四）本丸と尾張徳川家当主

ここまで、十七世紀における二之丸の変遷を見てきた。最後に二之丸との対比として、本丸と尾張家当主の関係・距離感に注目してみたい。

寛永十一年の將軍家光の名古屋城滞在以降、本丸は表舞台として史料上登場することはほとんどなくなった。事実、それ以降で初代義直が本丸へ入った記録は管見に入らない。ただし、当然番役などは配置され、守衛・管理はなされていた。⁽⁵⁸⁾

続く二代光友・三代綱誠も本丸へ入ることはほとんどなかったと考えられる。史料上確認できる本丸への当主巡覧は、光友の二回と綱誠の一回のみである。すなわち、光友は寛文十年七月十八日、同十三年二月十一日に本丸へ入った。⁽⁵⁹⁾この内、寛文十年に関しては、前年に天守破損の普請が行われており、その普請完了後の状況確認のためと考えられる。綱誠は当主在任期間が短いのも相俟って、元禄八年正月二十六日に本丸へ巡覧した一回しか確認できない。⁽⁶⁰⁾このとき綱誠は天守へ入ったとされる。このように、本丸と距離を置く

姿勢は光友・綱誠期に定着し、当主在职期間の長短によって偏差はあるものの、以降の歴代当主も在职中数回しか本丸へ入ることはなかった。⁽⁸³⁾

また、光友は延宝四年四月に次のような命を出した。

【史料九】「御日記」延宝四年四月条

一、御本丸之内、只今迄明置来候御門之儀、自今以後御門メ為置候様、

此月被 仰付、右御門メ置候儀、并両御門を相守候様ニ御足輕頭

御番可申付旨被 仰出

すなわち、それまで本丸で開けおいてきた門を閉めおくように命じ、「両御門」を守衛するように指示している。全体的内容から、「只今迄明置来候御門」は後に言うところの「不明御門」（本丸北辺、天守東方に位置）のことと推定されるが、本丸御殿と東一之御門の間に所在した矢来御門の可能性も否めない。いずれにせよ本丸の防備を固めたことがわかる。かかる指示は防衛・管理の観点からなされたものであるが、本丸の閉鎖性を高めることとなり、当主・家中にとって本丸は一層閉じた空間となった。

このように、將軍の御座所という性格を尊重してか、当主による本丸への巡覧はごく限られた回数として定着し、また本丸の閉鎖性は高まり、尾張家当主は本丸と距離を置く姿勢を踏襲していった。

小括

慶安三年以降、尾張家初代義直の死去や光友御内証の出産などを契機とし、当主の御内証や庶出子、前当主後家などが二之丸を同時に居所とするようになり、二之丸居住者が増加した。光友に多くの子女（特に庶出子）が誕生したということや、特に庶出子については義直期よりも居

住年数が長くなる傾向にあったということも要因となり、こうした人びとや奉仕する人員を抱え置く空間の確保が課題となった。かかる状況に対応し、二之丸成瀬・竹腰屋敷の収公、二之丸御殿敷地拡大、奥向の建物の増築、三之丸屋敷の造営等が行われていった。いずれも義直世代から光友世代への世代移行に伴い表出した居住形態の課題であり、持続可能な居住形態を模索した結果と捉えられよう。

一方で本丸について、光友・綱誠は初代義直の姿勢を踏襲し、將軍の御座所として立て、立ち入ることはほぼなかった。かかる本丸と尾張家当主の距離は幕末まで引き継がれていった。

結びにかえて

本稿では、十七世紀の名古屋城、特に二之丸に着目しその変遷を見てきた。尾張家の執政である平岩親吉の主計屋敷が置かれ、また大御所・將軍の御座所として出発した名古屋城二之丸は、南部に成瀬・竹腰の重臣屋敷を抱えつつ、義直入国後すぐに御殿が構えられ、元和六年に義直が本丸から移徙したことで尾張家の当主居所かつ政庁として、名古屋城の中核となった。御殿に関しては、御庭も含め將軍家光を饗応できるほどの格式を備えていた。

このように義直期に確立と栄華をみた二之丸は、続く光友期に御内証・当主庶出子などの居住者が増加したことなどを背景として、成瀬・竹腰屋敷の三之丸移転、御殿拡大などの一大変化がなされた。まさに世代が移行していく中で浮き彫りになった課題への対応が、二之丸のすがたの移り変わりにも如実に反映されていたと評価できる。

十七世紀の名古屋城については、公儀普請を中心とする築城期の出来

事や寛永十一年の將軍家光の名古屋城寄宿をはじめとする義直期の個々の出来事が従来は主に取り上げられてきた。そうした中でも、名古屋城の空間としての性格の捉え方や基礎的事実の捉え直しという点で、更新の余地があるように思え、本稿ではその課題の一部に取り組めたと考える。

一方で、続く光友・綱誠期における名古屋城については、従来ほとんど注目されてこなかった。本稿では、当該期の基礎的事実を整理しつつ、二之丸の建物や居住者の変遷を関連させて考察することで、成瀬・竹腰両家屋敷の三之丸移転の位置づけ等について、新たな指摘ができたと考ええる。続く十八世紀における名古屋城についても未詳の事柄が多いが、その変遷の見通しについては今後の課題としたい。

註

- (1) 『源敬様御代御記録 第一〇五』(八木書店、二〇一五～一九九) 慶長十一年八月十一日条、元和七年六月十八日条。
- (2) 『源敬様御代御記録』寛永十年十二月二十九日条、『名古屋叢書三編 第一巻 尾張徳川家系譜』(名古屋市教育局、一九八八年、以下『尾張徳川家系譜』)。
- (3) 『尾張徳川家系譜』、『瑞龍公実録』(八木書店、二〇二二年) 延宝八年七月朔日条。
- (4) 『名古屋叢書続編 第十三～十六巻 金城温古録 第一～四』(名古屋市教育局、一九六五～六七年、以下『金城温古録』)『凡例編之二 御建國部』。なお、以下で同刊本の記述を引用する場合、句読点について、刊本の表記から一部修正し引用する。
- (5) 『名古屋御城石垣絵図』(靖國神社遊就館蔵)。なお、名古屋城築城については、城戸久「名古屋城天守造營年次考」(『建築學會大會論文集』一七号、一九四〇年)、内藤昌責任編集『日本名城集成 名古屋城』(小学館、一九八五年)、及川亘「現場監督する大名―多久家文書にみる公儀普請―」(小宮木代良編『近世前期の公儀軍役負担と大名家―佐賀藩多久家文書を読みなおす―』岩田書院、二〇一九年)、同「靖國神社

遊就館所蔵「名古屋御城石垣絵図」について」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信 八七』東京大学史料編纂所、二〇一九年)、『史料が語る 名古屋城石垣普請の現場』(名古屋城調査研究報告三 史料調査研究報告書一)名古屋城調査研究センター、二〇二二年)などを参照。

- (6) 以下、主計屋敷と家康御座所行殿、および二之丸の櫓・門・唐門については、拙稿「慶長期成立の名古屋城「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」」(『名古屋城調査研究センター研究紀要』第五号所収、二〇二四年)を参照。その他、井上光夫「中御座之間北御庭惣絵 考 名古屋城二之丸創建期における庭園の変遷」(『文化財叢書第九七号』(名古屋市教育局、二〇一三年)も主計屋敷や家康御座所に言及し、築城期から義直期にかけての二之丸について叙述している。
- (7) 『金城温古録』「二之丸編之一 二之丸部」。
- (8) 「当代記」(『当代記 駿府記』続群書類従完成会、一九九五年) 慶長十七年正月二十七日条。
- (9) 「竹腰文書抄」(『東京大学史料編纂所蔵謄写本』所収十一月三日付成瀬正成・竹腰正信宛志水忠宗書状写)。
- (10) 前掲拙稿。
- (11) 前掲十一月三日付成瀬正成・竹腰正信宛志水忠宗書状写。
- (12) 「駿府記」(『当代記 駿府記』慶長二十年四月十二・十四日条、『編年大略』(『名古屋叢書第四巻 記録編(一)』名古屋市教育局、一九六二年) 慶長二十年四月十四日条。
- (13) 前掲十一月三日付成瀬正成・竹腰正信宛志水忠宗書状写。
- (14) 「編年大略」慶長十八年条に「今年竹腰山城守政次騎馬同心五十騎被為属云々 富永丹波守明組及清洲輩之中／名古屋山城守屋敷作事未有之 依之為名代奥田忠右衛門父善大夫両人來味鏡村於橋爪八右衛門宅 同心中之礼を請云々」とあることから、成瀬・竹腰屋敷の作事が行われたのはこれ以降であると考えられる。
- (15) 『瑞龍公実録』万治四年(一六六一)八月条では、「水戸様御吊として、上使朝倉甚十郎殿(御書院番頭)、御出、御忌中故 御城江不被參、竹腰山城守宅(二之丸之内)二而御馳走在之」とある。

(16) 『源敬様御代御記録』 元和二年七月二十八日条。

(17) 『編年大略』 元和二年条では「公及 相応院殿駿河御入城 御母(公) 子共に御本丸御在住」とされる。一方で、『金城温古録』は「相応院様御殿も(中略) 此御本丸大奥にありしとみゆ、此義疑ひあり」(御本丸編之六)との見解を示す。

(18) 『源敬様御代御記録』 元和三年十一月二十日条、同年十二月十四日条。

(19) 『源敬様御代御記録』 元和六年条では「此年、二丸江 御移徙有之」とされているが、「旧事帳」(徳川林政史研究所蔵)では実際には元和七年より二之丸御殿に居住したことがうかがえる(元和六年十一月二十七日条、同七年二月十九日条など)。元和六年の「御移徙」は実際の入居日ではなく、移徙の儀式を意味すると考えられ(後掲註(51)参照)、実際に引き移ったのは同七年であると判断される。このように、新宅への「御移徙」日と実際に引き移った日が異なることは、万治三年(一六六〇)の貞松院(おさい)の二之丸から三之丸屋敷への移徙の事例でも見られる。すなわち、「御日記」(徳川林政史研究所蔵)万治三年九月二十七日条では「貞松院様御新宅江御移徙ノ御作事未皆出来ニ者無之候得共、来月ハ御指支有之候付、先仮ニ御移徙有之」とあり、実際の「御引移」は同年十月十五日条に見られる。

(20) 『編年大略』 元和五年条では「一 相応院殿江戸御下向ノ月日未詳 或云翌申年伝云今年駿河頼宣卿紀州御国替 母公養珠院殿從駿州直に江戸御下向 依之 相応院殿亦御下向云々 江戸御屋敷不詳」とある。当該史料が示すように、相応院の江戸移住の年は明確でなく、元和五年・六年のいずれかと考えられている。一方『源敬様御代御記録』では、元和五年十二月条に「一、此冬、相應院様江戸 御下向」とあるのに加え、同七年十一月条に「一、此月、相應院様江戸江御下向」とある。これらを総合すると、相応院の江戸移住は元和五・七年のいずれかの年であることになる。「編年大略」が示すように、徳川頼宣の紀州国替に伴い、その母である養珠院が元和五年に駿河から江戸へ下向したということ、また『源敬様御代御記録』の同六年に相応院下向についての記事がないこと、そして義直は元和六年に二之丸御殿への移徙の儀式を行ったことから、ひとまず本稿では、養珠院が江戸下向を果たした元和五年に、相応院も同様に江戸へ移住し、相応院下向後に義直が二之丸御殿へ移徙したと考えたい。その場合、『源敬様御代御記録』元和七年の下向記事は、相応院が江戸から駿府

か名古屋、あるいは京都へ上り、そこから下向したことを示すと解釈される。

(21) 『名古屋城史』(名古屋市役所、一六五九年)一八七頁など。

(22) 尾張徳川家の正室・側室・子女についてまとめた最新の成果として『尾張姫君ものごたり』(徳川美術館、二〇二二年)がある。本稿でも適宜参照した。

(23) 福田千鶴氏は、近世大名の妻妾について、將軍から婚姻を認められた妻を本妻、事実妻の扱いを受けて御殿向に居住が許された妾を側妻、事実妻の扱いは受けなかったが、実質には事実妻であった妾を側妾、「産む性」を担いながらも奉公人として仕え続けた妾を侍女と概念化している(同「一夫一妻の原則と世襲制」同『近世武家社会の奥向構造—江戸城・大名武家屋敷の女性と職制—』吉川弘文館、二〇一八年、初出二〇一二年)。尾張徳川家では、このうち側妻に相当する女性を「御内証」と称しており、本稿で取り上げる貞松院・松寿院・梅昌院の地位を表す敬称としても、家中でも浸透していたことがうかがえる(『金城温古録』『御城編後映之二 二之丸御内証部』)。今後他家との比較分析等を進めていく上でも、ここでは福田氏が概念化する側妻を用いるべきだが、尾張家における側妻の中でも、居所の違いなどで十七世紀とこの後の時期とでは格差・質差があるようにも思え、この点は未検証であるため、ひとまず本稿では義直期から網誠期にかけての側妻に相当する者たちの呼称として「御内証」を用いることとし、また本稿の趣旨から特に「二之丸様」と称された御内証を上げることにする。

(24) 『源敬様御代御記録』寛永元年正月条。

(25) すでに並木昌史氏が引用・指摘しているように、「大内日記」(国立公文書館蔵)寛永十一年五月晦日条では「名古屋二之丸御方エ飛脚被遣候」とある(同「徳川義直と廣幡忠幸」『金鯉叢書』第三十二輯、二〇〇五年)。この「名古屋二之丸御方」がおさいを指す。寛永十六年八月におさいは江戸へ下向するが、『源敬様御代御記録』寛永十六年八月二十六日条では「二丸様今日江戸江御到着、此節より 奥様与奉称」と記されており、江戸移住に伴って「奥様」と称されるようになったことがわかる。なお、おさいの二之丸入居の時期については検討を要する。

(26) 『史料二』における「二之丸御殿」は、二之丸御殿の中でも、特に奥向御局を指す。江戸時代の名古屋城二之丸御殿の内、特に表向(尾州二之丸御指図(図2)の「御

廣間・「御書院」など）・奥向大奥（「尾州二之丸御指図」の「御座之間」（東側）・「御しん之間」など）などは「御城」と称された（『金城温古録』『御城編之一 御城部』）。そして、二之丸におけるそれ以外の区域は単に「二之丸・三之丸」として区別された（『金城温古録』『二之丸編之一 二之丸部』など）。御内証の御座所や女中の生活場所となる御局も、建物としては連続しているものの、「御城」とは区別され、「二之丸御局」・「御内証ノ御方附局」などと称されている。少し混乱を招くかもしれないが、【史料二】における「二之丸御殿」は、「御城」とは区別された御内証や女中が日常的に過ごす空間を指すことに留意が必要である。なお、二之丸御殿の空間構造については『名古屋城』二二〇～二二九頁で大略が述べられており、また十七世紀から対象時期が下るものの、深井雅海「尾張藩主の行方政務と儀式―名古屋城の生活を垣間見る―」（『愛知県公文書館研究紀要』創刊号、二〇二三年）、同「尾張徳川家の政治空間―「席図」の紹介・分析を中心に―」（『徳川林政史研究所研究紀要』第五十八号『金鯢叢書』第五十一輯所収、二〇二四年）で儀礼等と関わせて紹介されているので、参照されたい。

- (27) この点に関しては、すでに高田綾子「尾張徳川家初代義直正室高原院（春姫）に関する一考察」（『徳川林政史研究所研究紀要』第五十一号『金鯢叢書』第四十四輯、二〇一七年）で指摘されており、その後の春姫の動向等についても言及されている。
- (28) 『源敬様御代御記録』寛永十年四月二十八日条。
- (29) 原史彦「山下家寛書」から読み解く徳川光友生誕背景」（『名古屋城調査研究センター研究紀要』第四号、二〇二三年）。

- (30) 『源敬様御代御記録』寛永十六年八月二十六日条。
- (31) 『源敬様御代御記録』寛永二十年二月条、正保二年九月晦日条。
- (32) 『源敬様御代御記録』寛永十一年七月五日条。詳細は本書堀内亮介論文を参照。
- (33) 『源敬様御代御記録』慶安三年六月三日条、『瑞龍公実録』慶安三年六月二十八日条、同年十二月九日条。

- (34) 義昌は御内証から誕生した庶出子であり、系図上は光友三男とされる（『尾張徳川家系譜』）。なお、系図上嫡子は三代当主綱誠（承応元年（一六五二）生、母千代姫）、二男は義行（明暦二年生、母千代姫、四谷家初代）とされる。

- (35) ここで挙げるのはあくまで二之丸居住を史料上確認できる人物であり、実際にはより多くの側妾・侍女・庶出子が二之丸に抱えられていた可能性が考えられる。

- (36) 清水翔太郎「近世前期における大名居城奥向の構成員とその処遇」（同『近世大名家の婚姻と妻妾制』思文閣出版、二〇二四年、初出二〇二二年）。

- (37) この他、福田氏が、近世中期井伊家の奥向構造を分析し、庶子や側妾が国許彦根の小路屋敷等に居住していたことや、男子でも幼年の一定期間を錠口の内側の奥方にある部屋（奥向奥方）で育てられたことなどに言及している（同『近世中期における奥向構造―近江彦根井伊家の事例』前掲福田著書所収、初出二〇〇五年、以下福田論文a）。

- (38) 「御日記」万治三年十月十五日条、寛文四年十一月十四日条。

- (39) おなあはその後、二之丸居住の間は「二之丸様」と称されたが（『御日記』延宝元年十二月二十七日条など）、居住の全期間にわたってそのように称されていたかについては、検討の余地があると考ええる。なお、『尾張徳川家系譜』では、「御二ノ丸」の称号を持った光友の御内証として、他に「宗隆院」（名は「婦セ屋」）なる人物が載るが、不詳である。

- (40) この点に関して、「御日記」万治三年四月十一日条では「二之丸御座之間并出雲殿御部屋御作事御用相勤候」につき、御番頭榊原勘解由に対して「白銀廿枚時服三」が下賜されている。つまり義昌の「御部屋」の作事が行われたことがわかるが、「貞松院様御跡」の「御部屋」を修造したのか、「御跡」に「御部屋」を新造したのかは不詳である。少なくとも、貞松院が日常の居所とした場所と空間的に同位置に所在する「御部屋」に義昌・おなあが入居したと解されよう。

- (41) 「御日記」元禄六年六月二十五日条。

- (42) 「御日記」元禄七年七月四日条等。

- (43) 「御日記」元禄十二年六月十八日条。

- (44) 「御日記」貞享二年四月晦日条等。

- (45) 『金城温古録』『御城編後帙二 二之丸御内証部』が引用する「金府記（紀）較」の一節に「貞享二丑年、六郎友重主（光友公御五男）二之丸より貞松院様御明屋敷へ御移徙」とある。また、「御日記」貞享二年四月二十七日条には「六郎殿御拝領之御屋敷江引

移二付御礼被申上之」とある。

- (46) 先述の通り、例外的に、綱誠の御内証である梅小路は、綱誠が亡くなると御下屋敷へと移った〔御日記〕元禄十二年六月十八日条。

- (47) 福田氏は、近世中期井伊家において、当主庶子（男子）は元服する十五歳前後に、居住屋敷の奥方住居から表方住居へ住居替えとなったことを指摘している（前掲福田論文a註（2））。名古屋城の義昌・友重・友著の事例は、二之丸奥向から三之丸の屋敷への移徙という点で住居替えの規模等に違いはあるものの、元服あたりを節目とする住居替えという点では井伊家の事例と同様の傾向と見なせよう。

- (48) 『尾張徳川家系譜』によると、義直の子女は光友・京姫の二人（ともに庶出子として誕生）であるのに対し、光友の子女は養子関係を含め十一男十女（この内、九男八女が庶出子として誕生）が数えられる。光友の嫡出子については、いずれも江戸を基本的な居所としていたが、庶出子については居所が史料上確認できない者もいる。出生したばかりの義昌が密かに二之丸に引き取られたことを勘案すると、史料上居所の確認ができない光友庶出子においても一定程度は幼少期に名古屋城二之丸、もしくは郭外の屋敷で養育されたのではないかと推測するが、これらの点は今後の課題としたい。

- (49) ただし、ほとんどの場合二之丸入居と「御部屋」入居（附与）は同時ではなかったと考えられる。たとえば、先述の通り義昌は慶安四年に二之丸に引き取られ養育されたが、「御部屋」を与えられたのは万治三年のことと考えられる〔御日記〕同年四月十一日条。

- (50) 福田氏は、側妻（本稿で言うところの御内証）であることの最低条件は御殿向個室の獲得であるとし、側妻本人が生存中であれば、その個室を運営するための設備や人的配置、経済措置等が付随して生じると指摘する（同「妾の「身上がり」の条件―信濃松代真田家九代幸教生母の心戒の事例」前掲福田著書所収、新稿）。本稿で取り上げた名古屋城二之丸における「御部屋」も、かかる条件で挙げられるところの「御殿向個室」と同様の居住空間と位置づけられ、氏が指摘する通り、それを運営するための設備的・人的・経済的環境も付随して整えられたと考えられよう。

- (51) 〔御日記〕寛文七年十一月四日条では、「中将様只今迄被成御座候御部屋江摂津守殿今朝引移有之、御新宅之儀二茂無之、急度御移徙之御儀式ハ無之」とある。すなわち、

綱誠〔中将様〕が新御屋敷で居所とした「御部屋」へ義行〔摂津守〕が移徙したが、これは新宅ということでもないので、移徙の儀式はなかったという。

- (52) ただし、「編年大略」では同年七月に両家屋敷が召し上げられ、替屋敷が下されたとされる（寛文三年七月条）。〔御日記〕〔史料六〕・〔瑞龍公実録〕〔史料七〕の十月と「編年大略」の七月との時期差は、屋敷収公の内々の命が七月に伝えられていたか、あるいは江戸（竹腰）と尾張（成瀬）における時間差を反映したものと理解したい。

- (53) 〔御日記〕寛文四年八月五日条。

- (54) 重臣屋敷が郭内に存在した意義について、近年、谷徹也氏は首都集住との関係から指摘している（同「織豊期権力論からみた城郭史研究」『ヒストリア』二九六・二〇二三年）。すなわち、（近世初頭は）「大名が首都へ参観して、国元に不在の際に敵から攻められることを想定し、重臣が郭内に居住していたのではないだろうか」とし、「生活空間としての郭内の不便さにより、戦時から平時へ転換した後に、屋敷が移動したとひとまず考えたい」と述べている。谷氏が指摘する通り、重臣屋敷が郭内から郭外へ移動する傾向は全国的に元和・寛永期に見出せ、名古屋城の事例はこれらに比して遅めの事例といえるが、重臣屋敷の存在意義という視点に立つと、同様の文脈で捉えられるよう。

- (55) 『瑞龍公実録』寛文三年六月二十一日条、同年九月条。

- (56) なお、成瀬屋敷については寛文六年に完成したようで、同年十一月二十二日に光友による御成がなされた〔御日記〕寛文六年十一月二十二日条。

- (57) 「閑秘録 御天守御修復 上」（徳川林政史研究所蔵）、〔御日記〕寛文九年十一月二十八日条など。

- (58) 〔御日記〕寛文六年正月十八日条、同年十月二十九日条。

- (59) たとえば、〔御日記〕寛文五年正月十四日条では「御本丸御番之儀、是迄御番出勤候処、自今以後者御城代同心二御番為致候様被 仰出之」とあり、この後も本丸守衛・管理体制は江戸時代を通じて確認できる。

- (60) 〔御日記〕寛文十年七月十八日条、同十三年二月十一日条。

- (61) 「閑秘録 御天守御修復 上」、〔御日記〕寛文九年十一月二十八日条。

- (62) 〔御日記〕元禄八年正月二十六日条。同条に「御家督以後、初而 御本丸江被為 成、

直ニ御天守江被為 入」とあり、家督相続を節目とした本丸巡覧であつたことがうかがえる。

(63) 種田祐司「『御巡覧留』 解題」(『国秘録 御巡覧留』(名古屋城調査研究報告七 名古屋城史料叢書一)名古屋城調査研究センター、二〇二三年)、堀内亮介「『御巡覧留続篇』 解題」(『国秘録 御巡覧留続篇』(名古屋城調査研究報告八 名古屋城史料叢書二)名古屋城調査研究センター、二〇二四年)。

謝辞 資料画像掲載にあたっては、徳川林政史研究所・名古屋市蓬左文庫にご高配を賜った。末筆ながら記して厚く御礼申し上げます。